中野区オープンデータガイドライン

2019年6月27日決定

本ガイドラインは、中野区におけるオープンデータの推進に向けた基本的な 考え方及び取組の方向性について示すものである。

1 オープンデータの定義

区が保有するデータ(以下「データ」という。)のうち、区民等をはじめ誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの
 - ※ 区民等

区民及び法人その他の団体をいう。

2 オープンデータ推進の意義

区がオープンデータを推進するに当たっては、次に掲げる目的のもとで取組 を進めていく。

(1) 区民等との対話による政策立案

区民等と区がデータを共有することで、区政情報が活用しやすくなり、区 政に対する区民等の関心や区政への参画意識を高め、データをもとにした区 民等と区の対話による政策立案を進める。

(2) 区民活動の更なる活性化と地域の課題解決

地域課題解決に取組む区民等に対して、必要としている多様なデータを提供することで、区民活動のさらなる活性化を促進し、地域全体での課題解決を図る。

(3) 行政の透明性・信頼性の向上

Open by Default (オープン・バイ・デフォルト) の精神のもと、データを公開することにより、政策立案に付随するデータについて横断的に検索・比較できるようになることで、政策の変化・特徴の把握や妥当性の理解・評価を可能にする。

Open by Default

行政が保有する情報のうち個人情報や安全保障に関わる以外の情報は全て公開することを原則とし、その営利利用も認めるという考え方

(4) 区民の利便性向上及び地域経済活性化

オープンデータの活用により、区民が生活に関する情報を得やすくなるとともに、民間企業やNPO等によって様々な新サービスが生み出され、区民の利便性の向上や地域経済の活性化を図る。

3 基本原則

- (1) 各課等は、保有するデータを積極的に公開する。
- (2) データの公開は、取組可能な範囲から順次進めていく。
- (3) 機械判読可能な形式で公開するよう努力する。
- (4) 公開する区のデータは、中野区ホームページに公開用のページを設け、公開する。
- (5) 利用目的の営利非営利を問わず活用を促進する。

4 推進体制

オープンデータは、全庁的な取組として推進し、各課等はその趣旨を理解した上で、積極的に連携・協力する。

5 対象とするデータ

- (1) 各課等が保有する情報のうち、中野区ホームページに掲載し、公開又は公表しているデータについては、原則としてオープンデータの対象とする。
- (2) 中野区ホームページにおいて公開していないデータであっても、利用のニーズやその効果が認められるデータは、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備し、公開していくものとする。
- (3) 各課等は、個人情報等について法令又は条例等による制約があるもの、その他具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、理由を明らかにして、オープンデータの対象外とすることができる。

6 オープンデータの利用ルールと著作権意思表示

(1) 二次利用のための必要な情報の表示

二次利用が可能であることをわかりやすく表示するため、オープンデータとして公開するデータは「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0国際 (CC-BY 4.0)」を活用するとともに、制約がある場合はその内容を明示するなど、当該データの活用条件を表示する。

$\times CC - BY4.0$

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット(氏名、作品タイトル、URL)を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータ

を改変、複製、再配布することができる。

(2) 著作権等を有するデータの取扱い

区が外部に委託した業務の成果物や区民等から提供された情報等の第三者が有する著作権その他権利に係る情報が含まれる場合は、各課等は当該データの二次利用が可能となるようデータの収集及び委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

(3) データの更新

迅速な公開又は鮮度の維持が重要なデータについては、可能な限り速やかに公開するとともに、適時適切な更新を行う。

また、庁内外からの意見、問合せ及び各種提案があった場合には、各課等が連携して対応する。